

最高裁秘書第4114号

令和元年8月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

令和元年7月16日付け（同月18日受付，第014134号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成31年（2019年）4月18日付け「道路交通法違反被告事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 令和元年（2019年）6月13日付け「使用料請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 令和元年6月20日付け「土地明渡等請求本訴等事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (4) 令和元年（2019年）6月25日付け「固定資産価格審査申出棄却決定取消請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (5) 令和元年（2019年）6月27日付け「命令服従義務不存在確認請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

道路交通法違反被告事件について

事案の概要

- ◇ 本件は、被告人が赤色信号を看過して普通乗用自動車を運転して進行したという道路交通法違反(赤信号看過)の事案である。上記行為は、反則行為に当たるところ、検察官は、被告人が交通反則告知書の受領を拒んだため、反則金納付の通告の前提となる告知ができなかったとき(道路交通法130条2号)に当たるとして本件公訴を提起した。
- ◇ 1審で、被告人は罰金9000円に処せられ、被告人が控訴した。

[参考] 道路交通法第130条(抜粋)

反則者は、当該反則行為について…当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付の通告を受け、かつ、…(反則金を納付すべき期間)…が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、この限りでない。

2号 その者が書面の受領を拒んだため、又はその者の居所が明らかでないため、…告知又は…通告をすることができなかつたとき。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、被告人が交通反則告知書の受領を拒んだのは、被告人が、違反を現認した警察官らに対し、パトカーの車載カメラ映像を確認してほしいと求めたのに、警察官らがこれを拒否した対応が一因となっており、本件が道路交通法130条2号に当たると解するのは信義に反する、被告人が一旦交通反則告知書の受領を拒んだとしても同号に当たらないとして、1審判決を破棄して本件公訴を棄却した。これに対し、検察官が上告した。
- ◇ 争点は、本件が道路交通法130条2号に当たるといえるか否かである。

使用料請求事件について

事案の概要

土地改良区である原告は、河川法23条の許可を受けて取水した水を、複数の幹線及び多数の支線からなる水路（以下「本件水路」）に流しており、原告の組合員は、本件水路を農業用の用排水路として使用している。本件水路は、いわゆる法定外公共物として国から徳島市に譲与されたものであり、その全般的な維持管理は原告が行っている。本件水路の周辺に居住するなどしている被告らは、し尿等を浄化槽で処理して本件水路に排水している。

本件は、原告が、被告らの排水により原告の本件水路に係る排他的管理権が侵害され、被告らに利得を生ずるとともに原告に損失を生じたと主張して、被告らに対し、不当利得返還請求権に基づき、本件水路の使用料相当額の支払を求める事案である。

〔参考〕河川法23条（抜粋）

河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、「河川法23条の許可を受けて河川の流水を占有する権利は、排他的に流水を占有する物権的な財産上の権利である。本件水路には原告が同条の許可に基づいて取水した水が流れているから、原告は、本件水路の流水について排他的管理権を有し、これに基づいて第三者に対し本件水路への排水を禁止することができる。したがって、被告らの排水により原告の上記排他的管理権が侵害され、これにより被告らに利得が生ずるとともに原告に損失が生じたというべきである。」旨判断して、原告の請求を一部認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、被告らの排水により原告の本件水路に係る排他的管理権が侵害されたといえるか否かである。本件水路に原告が河川法23条の許可を受けて取水した水が流れていることから、原告が第三者に対して本件水路への排水を禁止することのできる排他的権利を有するといえるか否かが問題となっている。

土地明渡等請求本訴等事件について

事案の概要

本件土地は、都市計画区域内において都市計画法所定の開発許可を受けて宅地開発された一団の土地のうち、公園として整備された土地である。本件は、本件土地を買収した上告人（1審原告）が、本件土地を本件公園の敷地として占有する被上告人湖南市（1審被告）に対し、本件土地につき上告人が所有権を有することの確認並びに所有権に基づく本件土地の明渡し及び賃料相当損害金の支払を求める事案である。

都市公園法は、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園を都市公園とし（同法2条1項1号）、都市公園はその供用開始に当たり都市公園の区域その他政令で定める事項（※）を公告することにより設置されるものとし（同法2条の2）、都市公園を構成する土地物件については私権を行使することができないとしている（同法32条）。

（※）都市公園法施行令9条により、都市公園の名称及び位置並びに供用開始の期日とされている。

原判決及び争点

◇ 原判決は、要旨次のとおり判断し、上告人の本件土地の明渡し請求及び賃料相当損害金の支払請求に係る部分を棄却すべきものとした。

都市計画区域内にある本件土地については、公園として整備され、湖南市地域ふれあい公園条例に基づき本件公園の名称、位置及び利用開始の期日が公告されており、都市公園法2条の2に基づく公告がされたといえる。したがって、本件公園は、都市公園法に基づいて設置された都市公園に当たると解すべきである。本件公園が湖南市地域ふれあい公園として公告されたことは、このように解することの妨げとなるものではない。

【参考】

○湖南市地域ふれあい公園条例（平成17年湖南市条例第35号）

（目的）

第1条 この条例は、湖南市地域ふれあい公園（以下「公園」という。）を設置することにより、市民の福祉の増進及び地域のコミュニティ活動の推進を図ることを目的とする。

（設置等）

第2条 市長は、公園を設置又は廃止するときは、その名称、位置及び利用開始又は廃止の期日を公告する。

◇ 最高裁における争点は、本件公園が都市公園法に基づいて設置された都市公園に当たるか否かである。

固定資産価格審査申出棄却決定取消請求事件について

事案の概要

本件は、鉄骨・鉄筋コンクリート造の建物を所有している上告人が、東京都知事によって決定され固定資産課税台帳に登録された上記建物の平成24年度の価格を不服として東京都固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をしたところ、これを棄却する旨の決定を受けたため、被上告人東京都を相手に、その一部の取消しを求める事案である。上告人は、原審において、同委員会の審査の際に主張しなかった登録価格の算定基礎に関する違法事由（鉄筋及びコンクリートの使用量の誤り）の主張を追加し、これに伴って請求の趣旨を変更した。

〔参考〕地方税法434条

1項 固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

2項 第432条第1項の規定により固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項について不服がある固定資産税の納税者は、同項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（東京高裁）は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をした者が、当該申出に対する同委員会の決定の取消訴訟において、同委員会による審査の際に主張しなかった事由を主張することは、同事由について審査を経ないことにつき正当な理由があると認められる特別の事情がない限り、地方税法434条2項等の趣旨に反し、許されないとした上で、本件においては、上記の正当な理由があるとは認められない旨判断し、本件訴えのうち請求の趣旨の変更に係る部分を却下し、その余の上告人の請求を棄却すべきものとした。
- ◇ 最高裁における争点は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出をした者が、当該申出に対する同委員会の決定の取消訴訟において、同委員会による審査の際に主張しなかった事由をその決定の違法性を基礎付ける事由として主張することができるか否かである。

命令服従義務不存在確認請求事件について

事案の概要

自衛隊法76条1項2号は、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して、内閣総理大臣が自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる旨を定めている。

本件は、陸上自衛官である被上告人（第1審原告）が、上告人国（第1審被告）を相手に、同号の規定が違憲であると主張して、被上告人が同号の規定による出動命令（以下「本件出動命令」という。）に服従する義務がないことの確認を求める事案である。

原判決の概要

本件訴えは、本件出動命令に基づく職務命令への不服従を理由とする懲戒処分を受けないようにする目的で、本件出動命令に服従する義務がないことの確認を求める訴訟である。

本件訴えは、実質的には、懲戒処分の差止めの訴えを確認の訴えの形式に引き直したものであるところ、差止めの訴えの訴訟要件である、「一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある」との要件（行訴法37条の4第1項本文）及び「その損害を避けるため他に適当な方法」がないとの要件（同項ただし書）を満たすから、適法な訴えである。

争点

争点は、本件訴えの適法性である。

上告人は、原判決は、差止めの訴えの要件である「一定の処分…がされようとしていること」（行政事件訴訟法3条7項）との要件を満たすか否かを審理判断していないから不適法である旨を主張している。